



* 社内に笑顔を咲かせましょう *

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



花の盛りも過ぎ、新緑の季節が近づいてきました。皆さまいかがお過ごしでしょうか？

連日の熊本地方の地震の報道に、阪神・淡路大震災を思い出し、心を痛めていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。現地はまだまだ混乱しているようですが、何かできることがあればと思いながら過ごしております。



* 気になる相場 *
～子女の入学祝金～



(円)

	小学校	中学校	高校
最高額	35,000	50,000	70,000
最低額	2,000	2,000	4,000
最多回答	10,000	10,000	10,000

日本実業出版社調べ（調査期間 平成 26 年 6 月）

★これで完璧！ 4月の事務★



☆全国健康保険協会の健康保険料率が変わりました☆

3月分の保険料から変更になりました（前月号参照）。給与計算の際には、原則4月に支払う給与から変更します。

☆標準報酬月額及び累計標準賞与額の上限の変更☆

健康保険法及び船員保険法における現在の標準報酬月額の最高等級（47級・121万円）の上に3等級が追加され、上限が引き上げられます。また、年度の累計標準賞与額の上限が540万円から573万円に引き上げられます。標準報酬月額の引き上げについては、管轄の年金事務所から標準報酬月額改定の通知書が郵送されてきますのでご確認ください。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（4月11日まで）☆

3月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（5月2日まで）☆

3月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆2月決算法人の確定申告と納税（4月中の決算応当日まで）☆

2月決算法人の確定申告と納税、8月決算法人の中間（予定）申告と納税。



～平成28年度 新入社員のタイプは「ドローン型」～

毎年、発表を楽しみにしている「今年の新入社員のタイプ」、今年は「ドローン型」だそうです。以下に公益財団法人日本生産性本部の発表内容を記載いたします。

強い風（就職活動日程や経済状況などのめまぐるしい変化）にあおられたが、なんとか自律飛行を保ち、目標地点に着地（希望の内定を確保）できた者が多かった。さらなる技術革新（スキルアップ）によって、様々な場面での貢献が期待できる。内外ともに社会の転換期にあるため、世界を広く俯瞰できるようになってほしい。なお夜間飛行（深夜残業）や目視外飛行は規制されており、ルールを守った運用や使用者の技量（ワークライフバランスへの配慮や適性の見極め）も必要。

学生アルバイトを雇う際に 注意すること

新年度に入り、学生が社会人になる、あるいは、学生がアルバイトを始めるなど、新しい環境で働き始める人が増えてきます。厚生労働省は、アルバイトを始める新入学生が多い4月から7月まで、全国の大学生等に対して「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施することになりました。

企業・学生向けとそれぞれに向けて、学生アルバイトの労働条件の確認を促すリーフレットを作成し、自主点検を勧めています。さらに、学生に対しては、具体的なトラブル事例を盛り込んだリーフレット等の学生への配布、大学等での掲示による周知・啓発なども行うようです。

<企業向け>

厚生労働省「学生アルバイトの労働条件に関する自主点検表」

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/kzaugc57jyiu>

<学生向け>

厚生労働省「アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」

<http://m.mkmail.jp/l/i/nk/fftkkj57jyiu>

学生向けの7つのポイントには、①アルバイトを始める前に、労働条件を確認すること。②バイト代は、毎月決められた日に、全額支払われること。③アルバイトでも、残業手当があること。④アルバイトでも、条件を満たせば有給休暇が取れること。⑤アルバイトでも、仕事中的けがは労災保険が使えること。⑥アルバイトに対しても、会社都合の自由な解雇はできないこと。⑦困ったときは、総合労働相談コーナーに相談ができること。
をアピールしています。

労働者側は、企業顔負けの状態でこれらのことをよく知っていますので、雇う側の企業も違反をしてトラブルにならないように、十分に注意をしていきましょう。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

